

# 博士学位論文審査要旨

2022年1月25日

論文題目：今日のベトナムにおける汚職・腐敗問題への取り組み：新たな模索と課題  
についての考察

学位申請者：NGUYEN THANH HUYEN

審査委員：

主査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 小山田 英治

副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 村田 雄二郎

副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 巖 善平

要 旨：

本論文は、ベトナム社会主義共和国における汚職・腐敗問題と、それを取り締る法的、制度的枠組みを通じて、今日のベトナム政府による汚職取締対策を分析すると共に、オンラインメディアを中心とした、メディア報道と市民の行動に着目し、その背景にある社会的変化と、政府の対応が汚職対策におよぼす影響について分析したものである。ベトナムの汚職・腐敗は長年深刻かつ構造化しており、政府職員の収賄のみならず市民からの贈賄も日常的行為として見られ、贈収賄を当然視するかの如き文化的土壌があった。1986年のドイモイ政策以降も、汚職は国家成長を妨げる要因として認識されてきたにも関わらず、政府の汚職対策は最小限の政策課題でしかなかった。しかし、国際社会は1990年以降、途上国の汚職を世界的問題と認識し、ベトナム政府に対しても制度を中心とした諸改革、そして市民社会などの積極的参加を求めるようになった。政府はそれに対し法整備をはじめとした制度改革に着手してきている。同時に一部の報道機関は、オンラインメディアを通じて政府の汚職問題に対する批判なども積極的に報道するようになり、市民も政府批判記事を寄稿し、政府はそれらを容認する姿勢を取り始めている。筆者は汚職との闘いにおいて、ベトナム社会全体が大きな変遷期に直面している現状を認識し、法律、制度改善や市民やメディアの意識変化を示す事象を詳細に取り上げ、さらにはいくつかの大型汚職事件を通じて、事件解決過程における政府判断の変化について検証した。

本文は全7章、287頁から構成されている。序章は、ベトナムの政治体制と汚職の現状を説明した上で、本研究の問題意識、課題および分析方法を提示し、第1章では汚職研究並びにベトナム国内の汚職問題に関する先行研究について整理している。そこでは同国内の制度面における汚職研究は過去ほとんどなく、国際社会が外部より汚職取締における制度的枠組みを基に評価する程度のものであることを明らかにしている。第2章では、ベトナムにおける汚職の定義、政府の反汚職政策と汚職取締に関する法的枠組み、そして第3章では、歴代の汚職取締機関の制度と機能、そして実績について取り上げ整理している。汚職の定義は国家独立から今日に至るまで3度にわたり改正しており、汚職取締専門機関は、包括的な権限を有する不正行為取締機関（1945~1949年）、不正行為取締専門機関（1950~2004年）、複数機関による共同作業（2005年以降）といった過程を経ており、論文ではそれぞれの時代背景と共にその特徴を整理している。

社会主義国家であるベトナム政府は、市民の政府批判に対する取り締りは厳格であり、またメディア機関は国営のため、報道管理も徹底されている。第4章では、その中においてオンラインメディアはある程度例外的存在であり、市民による政府腐敗事件に対する批判、そしてメディアの汚職事件調査報道などが可能となっていることに着目し、過去10年間の汚職関連オンライン

記事と、メディア、政府職員、研究者などとのインタビュー調査を通じて、社会の変化についての考察を行っている。社会主義国家であっても、市民は Google や Facebook などの SNS の利用が可能となっており、それが市民やメディアの政府批判の可能性を広げている。またベトナムの反汚職に取り組む市民社会組織は、国際社会が求めるものとは性質が異なり、実質的には有限会社として組織運営されており、その活動の特徴と限界についても触れている。

ベトナム政府の反汚職の方針、政策および法律に関する変化は、汚職事件の公判に様々な影響を与える結果となっている。第 5 章では、4 つの代表的な大型汚職事件（Tran Du Chau 事件（1950 年）、Nam Cam 事件（2003 年）、PVN 事件（2018 年）、MobiFone 事件（2020 年））を取り上げ、各事件の判決は政府の政策方針の変化が反映されており、それが市民のマインドセットを変化させる要因ともなり、政府がもたらした反汚職運動の成果の一つであると論じている。終章では、反汚職に対する政府の取り組みは前進を遂げる一方で、汚職行為に対する市民の容認度はまだ高く、市民自ら積極的に汚職行為を助長しているケースも依然見受けられ、反汚職運動にとって大きな障壁となることを指摘している。今後の課題として、政府の汚職取締機関の制度改善、マスメディアおよび市民社会組織の参加強化に加えて、市民の汚職行為に対する意識を変える努力を継続的に行っていくことが不可欠であると論文を締め括っている。

ベトナムにおける反汚職取り組みにとって、国際社会の求める民主化推進のスキーム内での実施、さらには One-size-fit-all（汎用的）モデルの導入は困難である。そうした状況の中で、筆者はベトナムにおける汚職対策の限界に十分な理解を示しつつ、政府の制度・政策研究とは別に、汚職問題を市民、市民社会、メディアの見地からベトナム社会全体を俯瞰し、理想論ではなく、現実的側面より議論を展開することが必要であると指摘した。

反面、論文ではベトナム政府の汚職取締制度や意識改革を後押しする原動力となる、国連腐敗防止条約（UNCAC）がもたらした影響分析がなされていない。これはベトナム反汚職史を語る際の大きな欠落であるとも言える。反汚職機関に対する制度分析は、政治的背景も考慮して論考する必要性もあったのではなかろうか。また、政府職員とのインタビュー調査や、政府腐敗や取り組みに対する批判的論考は限定的であり、全体としてバランスに欠ける感は否めない。しかし権威主義国家における汚職研究は長年タブー視されてきたという現状に鑑みると、情報収集と文章表現において筆者が直面した困難は想像に難くない。汚職問題は贈賄側と収賄側が共に犯罪者であり、双方が秘密裏に行うためどの国でも情報収集に限界があり、汚職研究をする際に常に直面する挑戦である。

筆者は本論文を通じて、ベトナムにおける（1）戦後から今日に至るまでの汚職対策と法的枠組みの整理、（2）汚職取締機関の制度と権限の歴史的变化、（3）マスメディア、市民社会組織そして市民の反汚職取り組みの新たな展開、（4）事例を通じた、汚職事件に対する判決と政府行動の変化、を具体的に検証した。それぞれがベトナム国内の汚職研究としては初めての試みで獨創性を有する。ベトナム国にとって汚職研究の基盤となりえる包括的な研究論文として、そして中国、ラオスなどの社会主義国家とは一線を画す形の汚職との闘いにおける社会変動の姿を学術的に明らかにした意味において、本論文の有する意義と学術論文としての貢献度は高く評価できる。

よって、本論文は、博士（現代アジア研究）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

## 総合試験結果の要旨

2022年1月25日

論文題目：今日のベトナムにおける汚職・腐敗問題への取り組み：新たな模索と課題についての考察

学位申請者： NGUYEN THANH HUYEN

審査委員：

主査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 小山田 英治  
副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 村田 雄二郎  
副査： グローバル・スタディーズ研究科 教授 巖 善平

要 旨：

2022年1月25日(火) 17:30から19:10まで、提出論文の内容について質問し、申請者の学力を測る総合試験を行った。40分間の報告では、申請者がそれぞれの学問分野の基礎を身につけており、データの収集と分析手法についての妥当性や十分な専門知識を有しているか、またそれを学問的に応用する能力があるか確認した。50分間の質疑応答では、審査委員より多くのコメントと質問が出され、申請者はそれぞれの質問に対し丁寧に回答した。審査委員からのコメントと指摘の一部は次の通りであった。ベトナムにおけるメディア・市民社会とそれぞれのアクターの役割についての更なる検討、政府機関の政治性や、経済的側面以外の汚職研究の必要性、データ収集過程における信憑性や取り扱いの問題、国連腐敗防止条約や事例を本論文の主旨と絡めた考察の重要性など。ただし、これらの点は本論文の学術的意義を損なうものではなく、むしろ今後の課題になるべきものであるとの点で、審査委員全員の意見は一致した。

論文は日本語で執筆されており、従って総合試験の質疑応答はすべて日本語にて実施された。審査委員の質問とコメントに対し、日本語で的確に答え、能力的に問題ないことも確認できた。

よって、審査委員全員は、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士學位論文要旨

論文題目：今日のベトナムにおける汚職・腐敗問題への取り組み：新たな模索と課題  
についての考察

氏名：NGUYEN THANH HUYEN

要旨：

## I. はじめに

東南アジアのインドシナ半島東部に位置し、社会主義共和制国家であるベトナムは、1986年の経済の自由化・対外開放政策導入後、高い経済成長を達成してきたものの、汚職・腐敗問題はそれまで以上に増加した。小規模汚職は恒常化し、政府の腐敗も一段と深刻化した。そのような中、2016年の政府による汚職防止運動の開始以降、同国の汚職との闘いに新たな展開が見られるようになった。2018年の汚職防止法公布や法の執行および汚職事件の対処の強化などに加え、市民の汚職行為に対する容認度の低下と、それに伴うマスメディアの活躍も一段と目立ってきている。ベトナムの汚職に対する取り組みはある程度成果を挙げていると言える。しかし、依然深刻な問題として位置づけられている。

国際社会は、汚職・腐敗との闘いにおいて、法整備、市民社会の参加、独立した包括的権限を有する汚職取締機関の設立等を推進している。ベトナムもそれに伴い、様々な取り組みを行ってきたものの、まだやるべき課題が多いと言える。まずは既存の法律や制度を把握し、その問題点を見出し、効率性に向けて対処することが必要である。しかし、汚職・腐敗はセンシティブな分野であり、特に現体制下では汚職問題に関する情報はこれまでさほど公開されず、国際社会並びにベトナム国内でもあまり研究されていない。1990年代以降、反汚職研究は海外で広く行われてきており、成功事例を挙げて、当該国に当てはめるべき論考が多いものの、ベトナムの国内事情を考慮し適用しない限り効率的とならない。

本論文の目的は、ベトナム政府の汚職取締と法的・制度的枠組みの歴史と制度改変について考察した後、今日のマスメディアと市民社会組織による反汚職活動の現状と、それを可能とした政治的、社会的背景を検証することである。とりわけ、社会主義国家であるベトナムで、政府の反汚職運動と、それに対する市民やメディアの参加は何を意味し、どのような変化が生じ、社会の変化を可能としてきたか、また何が限界となっているか、汚職問題を取り巻くベトナム社会の今日的意義を問う。本論文の構成は次の通りとなっている。

序章 本研究の背景

第1章 ベトナムの汚職・腐敗問題に関する先行研究

第2章 ベトナム政府の反汚職対策と汚職取締に関する法的枠組み

第3章 ベトナム汚職取締機関の制度と機能

第4章 マスメディアと市民社会組織の反汚職活動

第5章 汚職事例を通じた政府・メディアの行動変化の考察

終章 過去から未来へ

## II. 主な研究成果

研究を通じて、主に以下の4つを明らかにすることができた。(1) 汚職取締に関する定義と法的枠組みの明確化、(2) 汚職取締機関の制度と権限の歴史的变化、(3) マスメディアと市民社会組織の反汚職取り組みにおける新たな展開、(4) 事例を通じた、ベトナムの汚職事件に対する行動変化の検証。

### 1. 汚職取締に関する法的枠組みについて

#### 汚職行為の定義の変化

ベトナムにおける汚職・腐敗に対する定義とその歴史的背景を明らかにした。建国初期の1940年代後半、汚職は資本主義や植民地主義から生じた社会悪とされ、個人の道徳観や自己批判精神を軸に据えた反汚職政策がとられていた。1990年代半ばに入ると、グローバル化に対応する形で汚職罪の定義は次の4つの段階を経て整備されていった。(1) 1998年以前の法律は、汚職を「公有財産の横領」と「賄賂罪」に分け、それぞれ異なった処罰がされた。(2) 1998年、職権濫用を犯罪化し、「汚職罪」として定義する法律が制定された。但し処罰対象は公務員に限定され、物理的な利益のみが証拠物として認められた。(3) 2015年、非物理的な利益も汚職罪の証拠物として認められるようになった。(4) 2018年、民間部門による賄賂行為についても汚職罪として犯罪化された。以上のような過程を経て、ベトナムにおける汚職行為の定義は国際社会の推奨する定義に近づいてきた。

#### 汚職取締の法的枠組み

汚職取締に関する法律は、憲法、国会の法律・法令・議定や政府の決定など複数の法的文書から構成されている。その中で、汚職行為を犯罪化し、その刑罰を定めた基本法が汚職防止法と刑法である。政府は2015年から2021年にかけて、刑法、汚職防止法、告訴告発法を次々に改正した。この一連の改正で最も重要な点は、汚職行為の対象が民間部門にまで広げられたことである。また、基礎的な規定にとどまらず、具体的な執行方法についての規定条文が置かれるようになった。これにより法執行の効率性が向上し、汚職取締機関の活動の重要な支えとなっている。一方、不正に取得した資産を特定することはまだ技術的な困難を伴い、汚職罪の摘発や汚職事件による損失資産の回収に限界がある。それは今後解決してゆくべき課題である。

### 2. ベトナム汚職取締機関の制度について

ベトナム政府は1986年から「Tham nhũng (汚職)」という言葉を使うようになり、2005年に本格的に汚職取締機関の設置に乗り出した。しかしながら歴史を遡ると、公務員の不正行為、特に賄賂罪を取り扱う機関はベトナム社会主義国家の建国初期に既に存在していた。今日のベトナム汚職取締機関は次の3つの段階を経て今日の形となっている。(1) 包括的な権限を有する不正行為取締機関を中心とした時代(1945 - 1949年)、(2) 不正行為取締専門機関のみに依存した時代(1950 - 2004年)、(3) 複数機関の共同作業により取締を行う時代(2005年以降)。そのうち、(2)は内部監察制度のみが存在しており、(3)は捜査機関(警察官)と検察機関(検察官)における汚職専門部署が登場した。以上の変遷には、汚職問題に対するベトナム政府の対応が、道徳的な内部問題から法律に基づいて裁かれるべき犯罪へと変化したことが伺える。

2005年に設置された汚職取締機関の制度は、今日のベトナム政府の反汚職活動の重要な土台を作った。反汚職活動に関する情報は2015年までほとんど公開されなかったが、制度の構成自体には現在まで大きな変化は見られないことは関連法からわかる。但し、2013年の汚職防止中央指導委員会(CSCA)の指導力強化により、汚職事件の対応に大きな進展が見られた。そこでは2016

年に着手した政府による反汚職運動がある程度成果を挙げた一方で、ベトナムの汚職取締機関の枠組みが持ついくつかの問題点も浮き彫りとなった。最も大きな課題は、(1) 複数機関の共同作業がもたらす非効率性、(2) 政府の介入、そして (3) 内部監察官および警察官など、反汚職運動の中心にいる公務員の汚職問題の3つである。

### 3. マスメディアと市民社会組織の反汚職活動について

本研究では、過去14年間におよぶ4000を超すオンライン記事を確認し、メディアによる汚職問題や事件に対する取り組み件数の変化を確認した。オンラインメディアは、特にここ十年間で目覚ましい成長を遂げ、伝統的なマスメディアと並びベトナム人の最も重要な情報源の一つとなっている。社会や政府の反汚職政策の変化に対応する形で、ベトナムマスメディアは汚職事件に対して積極的な報道調査を行い、市民に真実を伝えるようになっており、監視役としての重要性が顕著となっている。課題は残るものの、反汚職分野におけるマスメディアの役割と有効性は徐々に増し、市民の汚職についての認識、および政府腐敗の関心度に大きな変化をもたらしていることは確実である。

一方、ベトナムの市民社会組織は、他国で見られる非政府組織(NGO)とは制度的に異なる立場にあるため、政府に対し何らかの指摘を行うことは難しい。特に、汚職・腐敗のようなセンシティブな分野で活動する市民社会組織に対して、政府は慎重な姿勢を強め、様々な活動制限をかけている。そのような環境の中で、2008年、反汚職分野を専門とするベトナム初の市民社会組織有限会社 Towards Transparency (TT) が設立された。TTはNGO活動の性格を有する民間企業として、過去10年間以上反汚職活動を継続している。企業は企業法をもとに業務活動を担うため、NGOよりも活動範囲が自由であると言える。TTの登場は、反汚職運動におけるベトナム市民社会組織の参加に新たな扉を開いたのではないかと思われる。

### 4. 事例分析および政府・メディアの行動変化の考察

政府の反汚職の方針、政策および法律や取締制度に関する変化は汚職事件の公判に影響を与えている。論文では4つの代表的な事例(Tran Du Chau事件(1950年)、Nam Cam事件(2003年)、PVN事件(2018年)とMobiFone事件(2020年))を取り上げ、汚職事件解決の鍵となる政治社会的背景を洞察しつつ分析を試みた。各事件の判決結果はベトナム市民に衝撃を与え、市民のマインドセットを変化させることにつながった。これはベトナム政府による反汚職運動の成果の一つといえよう。

## III. おわりに

本論文はベトナムにおける汚職取締に対する制度とその変遷を政府や市民、そしてメディアの対応と関連させ、複数の汚職事例を通じて考察した。研究結果からは、ベトナムの汚職・腐敗との闘いは、様々な困難に直面しながらも着実に大きな一歩を踏み出してきていることを明らかにした。しかし、各アクターにはそれぞれ解決すべき課題も残されており、汚職・腐敗を取り締まる活動の発展を妨げる要因となっている。また、論文では汚職・腐敗との闘いにおいて人々のマインドセットが非常に重要であることも示したが、汚職行為に対するベトナム市民の容認度はまだ高く、市民自ら積極的に汚職行為を助長しているケースも見受けられる。このことも国内の反汚職運動にとって大きな障壁となる。汚職・腐敗との闘いにおける今後の発展においては、政府の汚職取締機関の制度的な改善、マスメディアおよび市民社会組織の参加強化に加えて、市民の汚職行為に対する意識を変える努力を継続的に行っていくことが不可欠である。